

入院時食事療養について

当院は厚生労働大臣が定める入院時食事療養/生活療養(Ⅰ)の適合病院で、管理栄養士の管理のもとに適時(朝:7時30分 昼:12時 夕:18時)適温で、提供致します。 ※配膳の都合上、時間の変動は生じますのでご了承下さい。

食費について

70歳未満の人

所得区分	区分	食事代(1食)
所得 901万円超	ア	550円
所得600万円超～901万円未満	イ	550円
所得210万円超～600万円以下	ウ	550円
所得 210万円以下	エ	550円
住民税非課税	オ	270円 ※91日以上入院190円

※190円:手続きが必要になります。

70歳以上の人

所得区分	食事代(1食)
現役並み所得者 Ⅲ 課税所得 690万円以上	550円
現役並み所得者 Ⅱ 課税所得 380万円以上～690万円未満	550円
現役並み所得者 Ⅰ 課税所得 145万円以上～380万円未満	550円
一般	510円
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	270円 ※91日以上入院 220円
低所得者Ⅰ (住民税非課税世帯)	130円

※220円:手続きが必要になります。